

株主の皆様へ

株券電子化実施前後の株式事務のお取扱いについて

株券電子化実施後の手続きのお申出先について

平成 21 年 1 月 5 日（月）から、上場会社の株券電子化が実施されます。これに伴い、上場会社の株券はすべて無効となり、株主様の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されますので、以下のとおり手続きのお申出先が変更となります。

1. 株券電子化後の未払配当金の支払のお申出先

これまでどおり、株主名簿管理人である中央三井信託銀行にお申出ください。

2. 株券電子化後の住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定等のお申出先

① 証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様

お取引のある証券会社等にお申出ください。

② 証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様

特別口座を開設する下記口座管理機関にお申出ください。

なお、②に該当される株主様につきましては、証券会社等のご本人様口座への振替請求を含めまして、お申出を受付けることができるのは、特別口座に記録される予定日であります平成 21 年 1 月 26 日（月）からとなりますのでご了承ください。

記

- ・ 口座管理機関 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井信託銀行株式会社
- ・ 同 照 会 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
- （ 郵送物送付先 ）
（ 電話照会先 ） 電話 0120-78-2031（フリーダイヤル）
- ・ 同 取 次 窓 口 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

株券電子化実施前後の単元未満株式の買取・買増請求のお取扱いについて

株券電子化制度への移行に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられていない株主様に関しましては、以下のとおりお取扱いを変更させていただきます。

1. 単元未満株式の買取請求

- ① 平成 20 年 12 月 25 日（木）から平成 21 年 1 月 4 日（日）（実質平成 20 年 12 月 30 日（火））までに受付したものの買取代金のお支払いは平成 21 年 1 月 26 日（月）とさせていただきます。（買取価格はご請求日の終値となります。なお、平成 20 年 12 月 30 日（火）までに値が付かない場合は返却させていただきます。）
- ② 平成 21 年 1 月 5 日（月）から平成 21 年 1 月 25 日（日）までの間、受付を停止します。

2. 単元未満株式の買増請求

平成 20 年 12 月 12 日（金）から平成 21 年 1 月 25 日（日）までの間、受付を停止します。

なお、証券保管振替機構（ほふり）に株券を預けられている株主様に関しましても、株券電子化直前に単元未満株式の買取請求・買増請求の取次停止期間が設けられますが、詳細はお取引のある証券会社等にご確認ください。

株券電子化実施後の配当金受取方法のお取扱いについて

株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受取りや、証券会社の口座でのお受取りが可能となります。

確実に配当金をお受取りいただくためにも、これらの振込みによる配当金のお受取りをお勧めします。詳しくはお取引のある証券会社等にお問合せください。

以上